



動物用医薬品指示書について

近年、世界的に薬剤耐性菌の増加が問題となっており、畜産分野においても抗菌剤の慎重使用が求められています。

獣医師の皆さんが動物用医薬品指示書を発行するときは、記載の誤りがないか、使用基準に適合しているか、確認してください。

<記載項目>

● 動物用医薬品の名称

製品名を正確に記載してください。



● 対象動物、用量・用法

対象動物の性別・年齢及び特徴(個体識別番号、名号、品種、毛色等)を記載してください。

また、投与量(1頭当り・体重当り、mg・g・kg、ml・l等)を正確に記載してください。

使用規制省令※で使用基準が定められた動物用医薬品をやむを得ずこの基準に適合しない使い方で指示する場合は、別紙の出荷制限期間指示書を発行しなければなりません。

※使用規制省令:「動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令」の略称別表で成分ごとに対象動物、用法・用量、使用禁止期間を規定



裏面もご覧ください。



● 対象頭羽数

動物用医薬品指示書は特定の動物に対し用法・用量を示し動物用医薬品の使用を指示するものです。延べ頭数ではなく実頭数を記載し、複数回の投与が必要な場合は用法で指示してください。

● 使用禁止期間・休薬期間

使用禁止期間・休薬期間は畜産物の安全にかかわる非常に重要な指示事項です。間違いがないよう確認してください。

● 指示内容

獣医師は自ら診察せずに要指示医薬品の処方を行うことが禁じられています。このため基本的に今後生産・導入される予定の家畜に対して動物用医薬品指示書は発行できません。

また、獣医師が临床上健康と認める動物について、ワクチネーションプログラムに基づき一括指示する場合は、できるだけ短期間のものにとどめ、必要事項を詳細に記載してください。

衛生管理の徹底や適正なワクチン利用による疾病予防に重点を置き、抗菌剤の使用は慎重に行ってください。

適切な動物用医薬品の使用で、耐性菌の増加や、畜産物への残留を防ぎましょう！



三八地域県民局地域農林水産部 八戸家畜保健衛生所

TEL：0178-27-7415 FAX：0178-27-7418

土日祝祭日の場合は、家保携帯 090-7069-7714